

平成24年(ラ)第1607号 施設使用仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(原審・東京地方裁判所平成24年(コ)第2497号)

決 定

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室

抗告人(債権者) 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV
(以下「抗告人法人」という。)

代表者理事 白石 草

抗告人(債権者) 白石 草
(以下「抗告人白石」という。)

上記兩名代理人弁護士 梓 澤 和 幸

同 河 崎 健 一 郎

同 福 田 健 治

同 井 桁 大 介

同 小 松 圭 介

同 倉 地 智 広

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

相手方(債務者) 国

代表者法務大臣 滝 実

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」に記載のとおりである。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、インターネット放送局を運営する抗告人法人と抗告人法人の理事である抗告人白石が、相手方所有の国会記者会館（以下「本件建物」という。）を使用・管理する国会記者会から本件建物屋上への取材活動目的での立入りの申入れを拒否されたとして、相手方に対し、取材の自由に基づく本件建物の施設立入請求権を被保全権利として、抗告人らに平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間の本件建物の屋上を使用させることを求めて仮処分申立てをした事案である。
- 2 原審は、被保全権利である取材の自由に基づく本件建物の施設立入請求権が存在するとは認められないとしてこれを却下する旨の決定をし、抗告人らが、これを不服として即時抗告した。

第3 当裁判所の判断

- 1 一件記録によれば、本件建物は、国有財産法3条2項1号に規定する「公用財産」に該当し、同項の「行政財産」であることが認められる。そして、同法18条6項は「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。」と規定しているところ、上記使用収益を許可する行政庁の行為は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当するから、行政事件訴訟法44条により、上記行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない。

したがって、本件仮処分申立ては不適法である。

- 2 よって、本件仮処分申立てを却下した原決定は結論において相当であって、本件抗告は理由がないから、棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成24年7月27日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧 澤 泉

裁判官 杉 原 則 彦

裁判官 田 中 寛 明

これは正本である。

平成24年7月27日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 國武尚志

